

令和6年9月11日（火曜日）

（第 2 号）

令和6年第3回五霞町議会定例会

令和6年9月11日（火曜日）午前10時開議

議事日程（第2号）

- 第1 諸般の報告
- 第2 一般質問
- 第3 休会の件

出席議員（10名）

1番	猿橋正男君	2番	小野寺宗一郎君
3番	黛丈夫君	4番	山本芳秀君
5番	植竹美智雄君	6番	新井庫君
7番	伊藤正子君	8番	宇野進一君
9番	鈴木喜一郎君	10番	樋下周一郎君

欠席議員（0名）

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	知久清志君	副町長	土信田法男君
教育長	森田恵美子君	総務課長	鳩貝浩之君
まちづくり戦略課長	古郡健司君	会計管理者兼町民税務課長	山下仁司君
健康福祉課長	荒井富美子君	生活安全課長	曾根正明君
産業課長兼農業委員会事務局長	笈沼光行君	都市建設課長	大橋勝君
上下水道課長	園田和則君	教育次長	山田浩君

連絡員として入場を許可した者

総務課主幹	鈴木里史君	まちづくり戦略課 主席主幹	斉木哲也君
-------	-------	------------------	-------

町民税務課 主幹	笈 沼 里 美 君	健康福祉課 主幹	五十嵐 俊 夫 君
都市建設課 主席主幹	堀 山 康 行 君	都市建設課 主幹	菊 地 薫 君
上下水道課 主幹	大 澤 則 之 君	教育委員会 事務局主幹	篠 崎 雅 美 君

写真撮影のため入場を許可した者

まちづくり
戦略課主任 山 藤 圭 悟 君

議会書記補助のため入場を許可した者

総務課副主幹 中 里 善 匡 君

事務局職員出席者

書 記 高 島 悠 仁 書 記 伊 藤 弘 美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（樋下周一郎君）皆さん、おはようございます。
定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。
-

◎会議成立の宣言

- 議長（樋下周一郎君）ただいまの出席議員は、全員出席の10名であります。
会議は成立いたします。
-

◎諸般の報告

- 議長（樋下周一郎君）日程第1、諸般の報告を行います。
地方自治法第121条の規定による本日の出席者は、配付しております資料のとおりとなります。
傍聴の皆様をお願いを申し上げます。
本日の本会議における一般質問は、役場庁舎内へ映像配信を行うとともに、後日、町ホームページを通じて録画映像の配信を行いますので、御報告いたします。
また、傍聴席が映像範囲に入ることもございますので、あらかじめ御承諾をお願いいたします。
また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードへの切替えをお願いいたします。
-

◎一般質問

- 議長（樋下周一郎君）続きまして、日程第2、一般質問となります。
ただいまから、町政に対する一般質問を行います。
発言の通告を受けた者は、御手元へ配付した通告一覧表のとおりです。
順序に従い発言を許可します。
なお、質問時間は申合せにより、議長の発言許可より答弁を含め60分以内となっておりますので、よろしく願いをいたします。
-

◇ 山 本 芳 秀 君

○議長（樋下周一郎君）最初の質問者である山本議員は、発言席へ移動願います。

〔4番 山本芳秀君 発言席へ移動〕

○議長（樋下周一郎君）ただいまより、4番、山本芳秀君の発言を許可します。

登壇し、質問趣旨を述べ、その後発言席へ戻り答弁をお聞きください。

4番、山本芳秀君。

〔4番 山本芳秀君 登壇〕

○4番（山本芳秀君）おはようございます。

〔「おはようございます」という声あり〕

○4番（山本芳秀君）4番議員山本です。

まず、傍聴席の皆様、本日は大変御多忙の中、おいでいただき大変ありがとうございます。

さて、早速でございますが、今年も猛暑が続き、暑さ対策に気遣う毎日ではなかったかと思えます。しかし、そんな日々も徐々に去り、朝晩は秋の気配が感じられます。

町では、小学校が統合され、五霞小学校が誕生しました。そして、五霞中学校が隣接している好条件を生かし、小中一貫教育がスタートしたところです。戸惑いを感じる生徒さんもいると思いますが、教職員の方々の御指導のおかげで、滞りなく過ごされていることとお察しいたします。

また、今後、町でも各種イベント、多くの事業が予定されており、会議等で役職員の方々には大変多忙な日々を送られているのではないかと察します。これらに対しましても、心より感謝申し上げます。

本題に入りますが、今回の質問ですが、2項目、6点についてお伺いします。

まず、1項目め、包括連携協定について伺います。

近年、近隣自治体においても包括連携協定に関する記事が新聞等で紹介されております。従来は、町単独で事業に取り組むことが多くなっていたように思いますが、昨今では、民間企業と連携して行う事業が多くなってきたように思います。

そこで、1点目として、五霞町でも多くの企業等と包括連携協定を結んでおりますが、これらの目的について伺います。目指す方向性が定まっていなければ、事業は成功しないと思えます。なぜ、民間等の事業所と連携して行うのか。そこには、双方にメリットがあるからにほかならないと思えますが、いかがでしょうか。

次に2点目、私の知る限りでは、10事業所程度と締結していると思えますが、幾つかの事業の取組内容について、現在までの経緯と現況について伺います。経緯については、連携した分野と具体的に実施した事業、併せて実施した結果はどうだったのか、参考にお聞かせください。協定を締結していただいた皆様は、五霞町のためにという思いからだと思

います。よって、過度な結果を求めるものではありませんが、将来の五霞町にとって大変ありがたい取組と思いますので、お伺いしたいと思います。

次に、3点目、今後の方向性について伺います。

人口減少、少子高齢化が加速する中、これらに幾らかでも貢献できる事業が望ましいだろうと考えます。それには、町の強み・弱みを認識し、強みを生かし、弱みを補うことができる内容の締結が不可欠ではないかと思えます。首都東京まで50キロ圏内にあることや、圏央道、新4号国道があり、交通の利便性がよい。町内には優良企業がたくさんあり、町外から多くの人が通勤している。埼玉県に隣接しており、埼玉県の高校にも通学しやすい等の強みがあると思えます。また、自然環境にも恵まれていると思えます。

つまり、これら地域資源等を考えれば、提携する企業と、これら地域資源を生かした内容の締結も考える余地があると思えます。そして、商業や観光等、また、人口が少ないなど、五霞町の弱い点を補うことができる企業等の連携も重要ではないでしょうか。

そこで、どういう考えで提携に臨んでいるのか、行政の考えを伺います。

次に、2項目め、水道事業について質問します。

皆様、御承知のとおり、五霞町の水道事業は、厳しい財源の中において大きな課題を抱えております。そこで、今、令和5年度の決算が終了したところと思われるので、幾つかの質問をさせていただきます。

まず1点目、原点に遡り、五霞町水道事業の沿革について伺います。本町の水道事業は、昭和56年に創設されております。それから現在までの状況について、概略の説明をお願いします。

2点目、現況と課題について伺います。

川妻浄水場は、平成8年12月から給水を開始し、27年余りが経過しました。老朽化に伴う保全に伴う費用は、今後増大すると思われます。また、本町が利根川、江戸川、中川などの河川に囲まれた地理的条件により、町単独で整備してきたわけですが、会計上、運用費を料金収入等で賄うことができず、一般会計に依存している現況です。これらにより、町財源を圧迫することが懸念され、早急に対策を講じなければならないと思えますが、どのように考えているのか、お聞かせください。

最後、3点目、今後の展望と方向性について伺います。

行政運営は、町長の手腕によるところが大きいと思えます。染谷前町長より水道事業については引継ぎがされていると思えます。それに対し、町長としてはどのように考え、行動しているのか。また、行動しようとしているのか、お伺いします。五霞町単独で解決できる問題ではないことも理解できますが、何らかの行動を起こすことが必要かと思えます。町長としてのお考えをお聞かせください。

以上、質問の趣旨を述べさせていただきました。

これより発言席に移動させていただきます。

〔4番 山本芳秀君 発言席へ移動〕

○議長（樋下周一郎君）1項目め、1点目の質問に対し、まちづくり戦略課長の答弁を求めます。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（古郡健司君）それでは、1項目め、包括連携協定についての1点目、目的について御答弁申し上げます。

包括連携協定とは、人口減少、少子高齢化、福祉、環境、防災まちづくりなど、特定の分野に限らず、地域が抱えている様々な課題に対して、自治体と民間企業等が双方の有する資源や機能などを活用することで、連携、協働による地域課題の解決等に向け、取り組むことを目的に締結する協定でございます。

町では、民間企業や大学等を相手先とし、包括的な連携のもと、相互に協力し、それぞれが持つ資源や特色を生かしながら、多岐にわたる分野において地域の活性化や住民サービスの一層の向上を図ることを目的に包括連携協定を締結してございます。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）山本芳秀君。

○4番（山本芳秀君）ありがとうございます。

包括連携協定ですが、冒頭に申し上げましたとおり、五霞町においても積極的に連携協定を行っております。

そのような中でですね……。

○議長（樋下周一郎君）ちょっと山本君、待ってくれる。

マイクがちょっと。

〔マイク交換〕

○4番（山本芳秀君）そのような中、どのような目的のもと、事業を営んでいるんだろうと。そういう目的がはっきりしないと、糸の切れた凧と同じように、あっちへふらふら、こっちへふらふらというような状況になってしまうだろうということで、先ほど課長の答弁がありました、地域の抱えている課題を民間企業と共同で解決しようというようなことで提携を結んでいるということです。これにより、こういう目的であれば、五霞町も、これから発展の余地はかなりあるんだろうというふうにと考えるとこです。

目的につきましては、答弁いただきましたので、次、2点目へお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、1項目め、2点目の質問に対し、まちづくり戦略課長の答弁を求めます。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（古郡健司君）それでは、1項目め、2点目、個々の事業の経緯と現況について御答弁申し上げます。

人口減少や少子高齢化の進展など社会情勢が大きく変化する中、行政だけで全ての地域課題を解決することは困難となっております。

そこで、令和2年度より民間企業等と行政が町の未来を一緒につくり上げていく協働のまちづくりに取り組み、これまでに11の企業や大学等を相手先とし、包括連携協定を締結し、多岐にわたる分野において相互に連携・協力しながら町民サービス向上に向けた取組を行ってきてございます。

締結後の主な連携状況でございますが、令和2年11月、株式会社染めQテクノロジーと協働のまちづくりの推進に関する協定を締結し、Street Sports park Goka及びラジコンパークGokaにおいて、整備協力や冬木橋補修塗装工事など、その他多くの事業に取り組んでおります。

次に、令和4年2月、株式会社カスミと災害時における物資の供給協力に関する連携協定を締結し、地域の見守りと買物支援として、移動スーパーの運行や小学校への食育事業に係る管理栄養士の派遣等に取り組んできてございます。

次に、令和6年2月、株式会社TUGUYOと防災・減災対策における連携協定を締結し、デジタル技術を活用した災害に強いまちづくりを進めていくため、地震など災害発生時にドローンを活用した災害現場の情報収集や迅速な捜査活動ができるよう、職員へのドローン操作による研修等に取り組んでおります。

さらに、同月、学校法人都築学園日本薬科大学と地域活性化、大学の人材育成における連携協定を締結し、新たな特産品開発による地域活性化を図るため、大学、町、町内地元企業による産学官共同プロジェクトとして、新たなお酒づくりに取り組み、新商品としてクラフトジン「HANABI Gin」が完成してございます。クラフトジンは、町の新たな特産品として、9月14日のごかマルシェ利根川大花火大会、五霞町会場にて限定販売し、その後、道の駅などで一般販売をしていくほか、ふるさと納税の返礼品として取り扱っていく予定でございます。

これ以外の民間企業等とも多岐の事業にわたり連携しており、引き続き地域活性化や町民サービスの一層の向上を図ることを目的に事業を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）山本芳秀君。

○4番（山本芳秀君）現在の取組状況について、何点かの事業の締結内容について、説明いただきました。

この包括連携協定は、以前は防災関係ですか。防災関係に対して主に提携を結んできたというような経緯があったかと思います。ところが、昨今については、あらゆる分野ですね。先ほど答弁にありましたとおり、人口減少とか、少子高齢化、あと福祉、防災、まちづくりとかという、あらゆる分野において提携がされるようになってきたと。これによりまして、地域の課題いろいろあるかと思います。そのようなものを解決しようという意図のもとに締結がされていると思います。

そこで、締結している内容なんですけども、大変五霞町においても、多岐にわたっているということなんです。いろいろなところと締結していると。そういう中で、やはり五霞町の

将来を考えた時に、五霞町としては、こういう分野が特に必要なんだと、こういう分野が弱いんだと、そういうことも考慮して、そういうところを何とか補うような、補うことができるような企業と締結することも、一つの考えなんだろうなというふうに思います。

冒頭、申し上げたとおり、五霞町というのは県境にあるということで、埼玉県とか千葉県にも隣接していますね。そういう意味で、いろいろな意味で、そういう地理的条件も一つの強みなんですね。それによりまして、各企業は五霞町と提携することによって、自分の企業もイメージアップというか、そういう意味で、何らかの効果があるだろうというような思いになってくるだろうというふうに思いますので、強みを生かしながら、その強みを伸ばすとともに、自分の町の弱い点も補ってくれるような企業と連携してまちづくりに取り組むということも必要ではないかなというふうに思います。

それとですね、私、時々言うんですけどね、教育ですね。教育についても、今度は教育元年だろうというふうなことでスタートしたわけです。やはり教育についても、いろいろな教育の分野に関する得意な分野を持っている企業、そういった企業とも連携して、教育の発展に尽力してはどうかと。よいまちづくりのためには、教育が一番だろうというふうに考えますので、そういうことも考慮してやっていただきたい。

それと、先ほどありましたとおり、特産品開発ですね。これに対しても、先ほど、ある企業とやっているということですけども、ふるさと納税を活発にする意味でも、そういった特産品開発に得意な分野を持っている企業と連携してやっていくというの、これも一つの方法だろうというふうに考えているところです。

そういうことで、包括連携協定については、どこの自治体も最近活発になってまいりました。五霞町においても、最近すごい新聞等の報道でも、町長と民間の企業とが一体になった写真をよく見かけますけども、これからますます、その辺のところは頑張りたい。それが町の発展につながるだろうというふうに思います。

ましては、こういう小さい自治体ですから、なおさら、そういう企業と連携して、他の自治体に遅れを取らないような施策を講じていくことが必要であろうなというふうに考えているところです。

また、町内にも、優良企業がかなりあります。そういった地元企業とも、そういう提携を結ぶことによって、地元企業も地域を知っていますので、そういうところも漏らさないように連携を組んでいったらいいんじゃないかというふうに思います。

今後ですね、防災ということも本当に重要になってきます。防災に対して、いろんな企業とも提携することが必要であろうというふうに思います。

ある自治体においては、防災が発生した時に食料品とか供給してもらおうとかですね。あと、住宅ですね。そういったものを提供してくれる。そういったところと積極的に結んでいるようなところもあります。町においても、防災ということも念頭に置いて連携をしていていただきたいなというふうに思います。

やはり町民が安心して安全に暮らせるようなまちづくりを企業と共々町が、自治体が一緒になってやっていく取組ということで、ぜひ頑張っていたきたい。

包括連携協定というのは、昔はですね、地域貢献活動というのがあったかと。よく、耳にしたと思いますね。その発展形に近いような感じですね。地域貢献。企業は、地域のために尽力するっていうことですね。それから発展してまして包括連携協定。今度は、地域と町が連携してやっているということです。そういう意味で、これからの地域包括連携協定につきましては、町民も注視しているかと思いますので、頑張っていたきたいなというふうに思います。

そういうことで、3点目、お願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて1項目め、3点目の質問に対し、まちづくり戦略課長の答弁を求めます。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（古郡健司君）それでは、1項目め、3点目、今後の方向性について御答弁申し上げます。

包括連携は、民間企業等とのアイデア、ノウハウ、ネットワーク等の資源を最大限に活用し、社会経済情勢の変化や高度化・多様化する町民ニーズに応じ、地域課題の解決や町民生活の向上が期待できます。

既に協定を締結している民間企業等においては、これまでの連携実績等を踏まえつつ、官民連携での産業振興及び地域活性化など、将来にわたって持続可能なまちづくりの実現及び更なる町民サービスの向上を目指して、今後も連携強化を図ってまいります。

さらに今後は、町の弱みを強みに変えることができる民間企業等に積極的にアプローチするとともに、多岐にわたる分野において、これまで以上に多くの民間企業等の力が生かせるよう、様々な機会を捉え、民間企業等の関係性を構築し、包括連携協定の締結に結びつけたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）はい、山本芳秀君。

○4番（山本芳秀君）ありがとうございます。

2点目で私の考えをちょっと述べたところがあったのですが、3点目に該当するようなこともありました。

それとですね、答弁を聞いていますと、これからますます提携を進めていきたいということなんですけども、五霞町は人口減少、人口が少ないのほどこでも、全国的な傾向なんですけども、そういう人口減少対策に効果が及ぶようなことも必要だろうと。

それとですね、今後、五霞町については新しい産業団地を開発する予定ですね。そういった意味で、やはりそういったところに目を向けてですね、今から企業誘致を考えて、五霞町をPRする意味でも、そういう企業との包括連携協定を結んでおいて、五霞町のことを知っていただいて、将来的にはそういった企業が五霞町に出店していただけるようなこ

とも、包括連携協定の中では考えてもいいんじゃないかなというふうに思います。話が大きくなるんですけどね。

そういう意味で、その制度自体をうまく利用すると言ったら失礼ですけども、そういう意味で、やはり将来の五霞町のためには、そういう企業誘致ということも考えて、そういう企業へ今からアプローチして、五霞町側からアプローチして、その企業の得意の分野と五霞町が連携してまちづくりを進めていくというようなことも必要ではないかなというふうに思います。企業誘致まで考えると、話が大きくなるんですけど、そのことも必要だろうというふうに考えるところがあります。

そういうことで、こういう新しい制度も10年余りたっているんですけど、決して新しい制度ではないんですけども、今後ますます、その制度を活用していくことが必要であろうと。待っているんじゃなくて、企業から話があるのを待っているんじゃなくて、こちらからアプローチしていく。こういう企業と、五霞町はこういう点が弱点なんだと。であれば、そういう弱点を補うことができる企業との連携ですね。そういうことも考えていく必要があるだろうというふうに思います。

冒頭、申し上げたとおり、五霞町というのは、弱点は、私の考えですけども、商業が弱いですね。商業。あと、観光面ですか。そういったものも弱いように思います。ですから、そういう良い点、繰り返しになるんですけども、商業とか観光ですね。そういう弱い点があるんだから、企業連携によって、そういう強みを持った企業と連携して、五霞町の商業なり、観光なりをもっと強くしていくというような考えも必要なんだろうというふうに思います。

ですから、待っているんじゃなくて、こちらから出向いていくと。出向いて行って、アプローチして提携に結びつけていく。そういうことが必要なんだろうというふうに思います。やはりこちらから歩み寄るといことですね。そういうことが必要なんです。これからはね。

どこの企業でも、これから活発に制度を使ってくるんだろうと、運用してくるんだろうと思いますので、五霞町も先を越して、五霞町のためになるような企業とは積極的に提携を結んでいくというようなことが必要だろうというふうに思います。

そういう部分で、ちょっと話が2点目、3点目と混同してしまいましたけども、そういうことで、これからは、まちづくり戦略を中心として町の発展に頑張りたいなというふうに思います。それは全て人口減少に歯止めをかけるとか、少子化。少子化にも歯止めが及ぶんだらうというふうに考えますので、ぜひ頑張りたいなというふうに思います。

そういうことで、2項目め、よろしく願いいたします。

○議長（榎下周一郎君）続いて、2項目め、1点目の質問に対し、上下水道課長の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（園田和則君） それでは、2項目め、水道事業について。

1点目、五霞町水道事業の沿革について御答弁申し上げます。

町の水道整備につきましては、昭和56年4月に町西部を給水区域とした給水人口7,210人、1日最大給水量1,970立米の上水道事業の認可を受け、昭和59年8月から深井戸2本を水源とする給水を開始しました。

さらに、昭和60年には、町全域を給水区域とした給水人口1万710人、1日最大給水量2,910立米の第一次拡張事業の認可を受け、昭和63年4月から町内全域の供用を開始しました。なお、この事業の水源は、本町の地理的制約により、奈良俣ダムを水利権とする埼玉県水としております。

さらに、平成2年3月には、利根川表流水を水源とした給水人口1万4,200人、1日最大給水量1万1,500立米の第2次拡張事業の認可を受け、平成8年12月より川妻浄水場から町内への給水を開始し、現在に至っているところでございます。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君） はい、山本芳秀君。

○4番（山本芳秀君） ありがとうございます。

この水道事業につきましては、町民もかなり注視しているんじゃないかなというふうに考えるところです。現況を見ますと、結構大変な思いをしているんだろうというようなことが伺えます。

そこでですね、現況に対しまして、過去はどういう経緯のもとに今の水道が成り立っているんだろうということで質問をさせていただきました。

先ほど答弁がありましたとおり、川妻浄水場は、給水を始めたのは平成8年ということですので。かなりの年数がたっているということで、川妻浄水場を見ますと、外見は物すごく立派であると。これが浄水場なんだろうかというような、素晴らしい建物であると。ところが、内面はかなりの設備が老朽化しているということで、かなりの費用を要する、その交換ですね。費用を要するという事です。そういう意味で、その沿革についてお聞きしました。これに対しまして、これからいろいろ対策を講じていかなければならないだろうと思いますので、続きまして、2点目のほうをよろしく願います。

○議長（樋下周一郎君） 続いて、2項目め、2点目の質問に対し、上下水道課長の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（園田和則君） それでは、2項目め2点目、現況と課題について御答弁申し上げます。

本町の水道事業の現況でございますが、利根川表流水と埼玉県水の2系統の水源により、町全域に給水を行っております。給水人口につきましては、減少傾向にあり、令和6年3月末の給水人口は7,660人となっております。年間有収水量につきましても、直近で

は、令和2年度の168万305立米をピークとしまして、毎年減少しており、令和5年度は143万7,110立米と、3年間で約15%の減少となっております。

また、当然ながら、このような人口の減少や大口使用者の使用料の減少もあって、給水収益も減少傾向にあります。

次に、水道事業の課題ですが、議員御指摘のとおり、毎年度、一般会計から繰出金の拠出を受けており、令和5年度においては約1億7,000万円となっております。

また、川妻浄水場をはじめとする施設の老朽化に伴い、水道水の安定供給のため、計画的に設備等の更新を行っておりますが、今後、これらの更新に加え、耐用年数を迎える管路、水道管の更新が必要になり、更新費用が大幅に増加することが見込まれます。

このように、人口減少による将来供給水量の減と、施設の老朽化に伴う多額の更新費用の二つが大きな課題と考えております。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）山本芳秀君。

○4番（山本芳秀君）ありがとうございます。

この水道事業につきまして質問してみようかなと思ったきっかけは、令和5年度の決算が終了しました。そこで私たちも報告を受けているわけですが、水道事業に対しては、かなり一般会計のほうから補填しているということです。これ、民間企業であれば、当然倒産。倒産してしまうんだろーと思っておりますけども、行政のほうで補填しているという状況で成り立っているという状況です。

この赤字幅が、町からどれぐらい補填しているのかというようなところも見てみますと、決算カードというのが公表されていると思います。これ、各自治体全部が公表されています。ネットでも公開されていますので、全部の自治体の状況を見ることができるということです。

参考に、五霞町の令和2年度からですね。令和2年度におきましては、1億2,100万円程度。これを町の一般会計から補充しているということです。令和3年度になりますと、1億6,100万円ということです。やはり1億円超、1億円を超えていると。令和4年になりますと、2億3,000万円程度を町から補填しているということです。

これ、今回は上水道のみの数字ですけども、公共下水道、農業集落排水等を合わせますと、町からは5億円程度、年間ですね、5億円程度が、この水に関する事業に回されているということです。これは、多いのか、少ないか。当然、これは多いんですよ。5億円ですから。上水道だけでも、1億何千万円というような金額が、町から補填されている。それで成り立っているということです。

五霞町は、利根川がすぐ隣に流れているのに、何でこんなに水で苦労しなければならないんだろーと。単純に考えれば、利根川から引いてくればいいじゃないかと、浄水場ですね。そういうことも考えるんですけども、水というのは、そういうわけにいかないですね。やはり県が絡んでまいります。

五霞町の場合は、先ほど課長答弁がありましたとおり、埼玉県の水と茨城、利根川表流水。その2系統から水を供給していると。それで各家庭に給水しているという状況です。そのような中で、冒頭に申し上げたとおり、五霞町は単独で浄水場を整備しました。これがいいのか、悪いのか。今、考えてみますとですね、当時は積極的な考えで浄水場を造ったと思うんです。人口も増えるだろう、企業誘致も進むだろうと。これからますます水の需要は増えるだろうということで、あの立派な建物を造ったと思います。しかしながら、時代というのは逆行してしまっただと。それで、昨今では、ちょっと五霞町としては重荷になってきたと。これをどうにか解消しなきゃいけないだろうということはあるわけです。

何年も前から、よく話で聞いているのは、広域連携、広域連携って話を聞くんですけども、言葉だけが躍っている。どういうふうに動いているのか分からない。広域連携、広域連携。埼玉県水、埼玉県水。よく聞くんですよ。でも、それに対して、どういうふうに動いているのか。課題が見つかった以上、それに対して課題を克服するために動かなくちゃいけないだろうと。「いや、五霞町だけじゃできないんですよ。県をまたいでいるんですから、県との協議も必要なんですよ。」というようなことをよく聞くんですけども、それであれば、動かなくちゃいけないだろうと。県まで足を運ぶなり、埼玉県のほうに足を運ぶなり、動かなくちゃいけないだろうというふうに思うわけです。

これは五霞町の将来のために必要なんです。今できることをやっていかないといけない。先ほど言ったとおり、待っているのでは駄目なんです。こちらから出向いて行かないと。そういうことが求められるんだらうというふうに思うんです。

これから、課長答弁にありましたとおり、広域連携ということ視野に入れて、これから五霞町はやっていくということです。それを急がないといけないだろうと。もう、あの設備だって老朽化で、何千万円という修理費用がかかってくると。それを繰り返していったら、どんどん町の財政を圧迫するだろうというのが大変懸念されます。

ですから、水道につきましては五霞町の重要課題と位置づけて解消しないといけないだろうと。第6次総合計画の中でも、その課題は明白に書かれています。ここが課題なんだよというのは分かっているんですよ。分かっているながら、動きが鈍い。前染谷町長の頃から何となく鈍いような気がいたしました。

ですから、あえてここでもう一度、この件について、洗い出して質問させていただいたわけですけども、当然これは、執行部だけでは解消できないということであれば、議会と共に、この問題、課題解決しなければ、課題解決に向けて歩んでいかなきゃならないだろうというふうに思うわけです。行政と議会、これは車で言えば、車の両輪です。ですから、協力して、これからはやっていく必要があるんだらうなというふうに思います。

ちょっと余談になりますが、昔は各家庭で井戸を掘って飲み水を確保してきたという時代もありました。我々が小さい頃ですけどね。そういう時代から考えれば、今の状況というのは、すばらしいんですよ。水道普及率というのは、五霞町は100%に近いんです。水道普及率ですね。100%。これは県内でも、もう1番、2番じゃないかなというふ

うに考えるところです。五霞町、これから若い人たちが住むにおいては、大変いい設備があるわけですが、料金が若干高いだろうというようなことがあるわけです。であれば、料金を補填していただきたいという思いも出てくるんでしょうけども、町の財政を考えれば、そういうわけにはいかないだろうということです。であれば、皆さんで水道を多く使ってもらえばいいという考えが浮かんでくるわけですよ。

町には優良企業がたくさんあります。大口の企業もあります。そういった企業にたくさん水を使っていただくということも、これから求められるわけですが、企業においても利益を出さなきゃいけないというようなことがあります。なかなか給水量を増やすわけにはいかないんだらうというふうに考えるところがあります。であれば、企業誘致ですね。産業団地を早急に急いで、水の使用量を多くする。それによって幾らかでも、この水道事業が解消できるんじゃないかというようなことも考えられるわけです。

だから、産業団地、第2次、2回目の産業団地ですか。道の駅のごかみらい地区ですね。あそこの周辺に新たに産業団地を整備する予定がありますので、早急に急いで、水をたくさん使ってくれるような企業を誘致するというのも必要なんです。そういうことを考えていかないと。ただ、企業誘致しました。物流系がいっぱい来しました。水道水は使いませんよ。それでは何もならない。

それとですね、もう一つ、給水量を増やすためには、住宅ですね。住宅を増やす必要があるだろうということです。幸いにして、五霞町は、住宅促進整備事業を積極的に始めています。今後、優良賃貸住宅もできます。それによって、人が貼り付けば、水道の給水量も多くなるだろうと。これは若干でしょうけどもね。そういうことも、いい材料もあるわけですね。

そういう意味で、現在の水道設備の今の課題を解消。それと、未来に向けての企業誘致と人口増対策。これをセットにしたということです。困った、困ったで待っていても始まらないんですよ。ですから、動き出すということです。これ、五霞町から動き出す気持ちが必要だと思うんです。周りを見て、どこが動いてきたから、じゃあ、動こうか、ではなくて。五霞町から積極的に動き出す。そういう積極性が、その水道事業をいい方向に向けていくんだらうというふうに考えているところがあります。

そういうことですね、水道事業に対しては、これから、執行部の皆さんも大変でしょうけども、頑張ってくださいなという思いがあります。

最後にですね、水道事業について、知久町長の思いを聞かせていただきたいということで、3点目、よろしくをお願いします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、2項目め、3点目の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）2項目め、水道事業について、3点目、今後の展望・方向性についてお答えを申し上げます。

私が町長に就任以来、保育料の無償化や安定して子育てができる住環境としての地域優良賃貸住宅の整備、また、働く場としての優良企業の誘致促進に向けた五霞インターチェンジ周辺の第2期整備事業に着手するなど、魅力のある移住・定住の環境整備を推進し、本町の人口減少対策に積極的に取り組んでいるところでございます。

一方で、水道事業の現状に目を向けますと、施設の老朽化をはじめ、給水人口の減少による収益の悪化や、一般会計から水道事業会計への多額の繰出金の支出など、大きな課題が山積しております。

特に、全国的な少子高齢化に伴う人口減少が進む中で、小規模自治体である本町が上水道施設を単独で保有し、今後も維持管理し、運営していくためには多大な財政負担が必要となります。

このような中で、令和4年度から茨城県の主導で水道事業の広域連携の取組が開始されました。この検討の中で、経営の一体化を目指した財政シミュレーションや施設の最適化、県域を越えた連携など、様々な検討がなされており、本町の将来の水道事業の在り方についても茨城県と協議を重ねているところでございます。

私といたしましては、これまで給水に必要な量の一部を埼玉県から受水している経過を踏まえ、水道事業に係る施設の更新経費や運転経費を最大限に削減する方策としては、必要な水道水全量を埼玉県から受水し、川妻浄水場の浄水施設を廃止することにより、経営コストを抑えることが将来的に最適な選択肢であるというふうに考えております。

このため、県境を越えた広域的な連携は、まずは県同士の調整が基本となりますが、私が培った元職での経験や人脈を生かし、必要に応じて埼玉県に率先して交渉に当たるなど、リーダーシップを発揮し、町の水道事業の方向性を明確にしていきたいと思います。

○議長（樋下周一郎君）山本芳秀君。

○4番（山本芳秀君）ありがとうございます。

町長の思いがよく分かりました。

先ほど聞いていますと、今現在は埼玉県水と利根川表流水の2系統から受水していると。給水しているということですね。それを埼玉県水のみを受水して、川妻浄水場を通さずに直接各家庭に給水。それが一番いいんだろうというような町長の答弁でした。

それがいいんだろうというふうに、一番思うわけです。それには、先ほど、知久町長が言われましたとおり、人脈ですね。人脈を生かす。生かして、その課題を克服するために動くということです。人脈ですね。人ですね。人を動かさなければ、これは解消していかないんだろうということで、知久町長は埼玉県が長かった、埼玉県でお仕事をした経験を生かして、この水道事業のほうに尽力していただきたいなというふうに思います。

そういうことで、知久町長の今後の活躍を期待したいとともに、議会のほうでもできることはお手伝いしたいというふうに思います。

議会と行政が一体になって、この水道事業をいい方向に持っていきたいなというふうに思います。道のりは長いんでしょうけども、まずは一步から始まらないと、いいほうに進んでいかない。まずは一步ですね。一步を踏み出していただきたいというふうに思います。

そういうことで、時間は若干早いですけども、私の一般質問は全て終了いたしましたので、ここで終わらせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（樋下周一郎君）以上で、4番山本芳秀君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時といたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（樋下周一郎君）休憩前に引き続き、会議を再開します。

◇ 小野寺 宗一郎 君

○議長（樋下周一郎君）2番目の質問者である小野寺議員は発言席へ移動願います。

〔2番 小野寺宗一郎君 発言席へ移動〕

○議長（樋下周一郎君）ただいまより、2番、小野寺宗一郎君の発言を許可します。

登壇し質問趣旨を述べ、その後発言席に戻り、答弁をお聞きください。

小野寺宗一郎君。

〔2番 小野寺宗一郎君 登壇〕

○2番（小野寺宗一郎君）皆さん、おはようございます。

2番議員の小野寺宗一郎でございます。

傍聴席の皆様、大変お忙しい中、また、非常に暑い中を議会議場までお越しいただきまして誠にありがとうございます。最後までどうぞよろしく願いいたします。

初めに、今年の夏は本当に暑いなあと感じる方が多いのではなかろうかと思います。気象庁が1898年、明治31年に統計を取り始めてから、最も暑い夏となったと発表しております。その勢いは、今年9月に入っても収まることを知らず、連日30度以上の猛暑が続いております。この先もまだこの暑さは続くようですので、しっかりとした体調管理をお願いいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

私からの質問は、8月29日に通告しましたとおり、学校統合に伴う東小学校跡地の利活用について質問いたします。

近年、少子化による児童生徒数の減少や市町村合併などの影響により、毎年、全国の公立の小中高校を合わせて約450校程度の廃校が発生しております。今後も発生数は減少しながらも続いていくと予想されており、その施設の有効利用が求められております。

しかしながら、廃校になってから活用が図れず、遊休施設となってしまっているのも多く存在をしております。

本町においても児童生徒数が減少し、五霞東小学校及び五霞西小学校が統合され、本年4月から小中一貫教育の五霞小学校が開校いたしました。一方では、統合に伴い、53年続いた伝統ある五霞東小学校が閉校となりました。閉校した後も学校跡地は本町にとって貴重な財産であり、校舎跡地の利活用は重要な行政課題であると思います。地域の皆さんの意見や要望を尊重することを原則としつつも、地域コミュニティの活性化、地域経済の発展、効率的な行財政運営の推進等のため、これらを有効に活用することが重要であり、民間活力の導入も含めて学校跡地の有効活用に向けた検討を行い、本町のまちづくりの方向性と整合を図りつつ、立地条件や法規制、民間活用のニーズの把握、分析を行いながら、新しいまちづくりを進めていく必要があると思っております。

そこで、現在、4月より学校統合に伴い廃校になっている東小学校跡地の利活用について、5点ほど質問をいたします。

まず1点目、東小学校の概要、現在の状況についてお伺いいたします。

東小学校沿革、建物改築・改修、また、建築敷地面積についてお伺いいたします。また、校舎の老朽化、地盤沈下、指定避難所についてもお伺いいたします。

次に、2点目、東小学校跡地利用に向けての進捗状況についてお伺いいたします。

跡地の活用計画や検討状況はどの程度進んでいるのか。また、アンケート調査やサウンディング調査の結果を踏まえて、町の考え方についてお伺いいたします。

次に、3点目、学校跡地利用の基本的な考え方についてお伺いいたします。

民間事業者の公募の考えは。また、観光拠点整備などの可能性についてはどうなのか。また、防災拠点機能を維持することについての考えをお伺いいたします。

次に、4点目、施設の転用に伴う手続や財産負担についてお伺いいたします。

学校施設の廃止、転用等による国庫補助金の返還はどうなのか。また、大規模改修が必要となる場合における建築基準法と消防法の規制についてお伺いいたします。また、新たな財政負担を伴う場合の対応等についてお伺いいたします。

最後、5点目、今後の進め方についてお伺いいたします。

民間事業者等への公募の周知方法はどのようにしていくのか。今後、学校跡地利活用検討委員会なるものを立ち上げる考えはあるのか。また、町民の意見、要望等をどのように把握していくのか。また、最後に今後のスケジュール等についてお伺いいたします。

以上、5点について質問いたします。

時間の関係上、答弁は簡潔にお願いいたします。また、答弁の内容によりましては再質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、この後の発言につきましては、降壇して発言席より発言させていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔2番 小野寺宗一郎君 発言席へ移動〕

○議長（樋下周一郎君）1項目め、1点目の質問に対し、教育次長の答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（山田 浩君）それでは、1項目め、学校統合に伴う五霞東小学校跡地の利活用について、1点目、東小学校の概要と現在の状況について御答弁申し上げます。

まずは、東小学校の沿革について御説明申し上げます。

東小学校は、昭和46年に管理普通教室棟、特別教室棟、低学年普通教室棟が建築されました。そして、48年には、体育館を建築しました。平成3年には、原宿台地区の造成とともに、児童数が増加したためプレハブ棟を増築しております。その後、西小学校との統合に伴い、令和6年3月31日をもって、開校以来53年の歴史に幕を閉じました。

主な改修工事関係でございますが、平成2年及び平成11年に大規模な改修工事を実施しております。そのうち、平成11年の工事では、耐震補強も合わせて行いました。

続いて、面積でございますが、東小学校の総面積は1万9,810平方メートルで、その内訳は、建物敷地面積が8,341平方メートル運動場敷地面積が8,220平方メートル、学校用地が3,249平方メートルでございます。また、校舎及び体育館の建築面積につきましては、4,388平方メートルとなっております。

現在の校舎の状況でございますが、耐震補強工事が完了し、二階建て以上の施設であることから、震災及び水害時の指定避難所として町の防災計画に位置づけられております。一方で、施設に関しては、大規模改修実施後25年目を迎えており、屋上、外壁など、塗膜防水箇所が劣化しておりまして、雨漏りが発生するなど、施設の老朽化は否めない状態でございます。

また、東小学校敷地の地盤沈下に関しましては、これまで大きな問題は発生しておりません。

1点目については、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）小野寺宗一郎君。

○2番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

東小学校は廃校になりましたけど、私もこの小学校に6年間通っておりましたので、少し寂しい気もいたしますが、これも時代の流れとして致し方ないのかなと思っております。

この廃校問題、本町だけではなくて、先ほども申しましたが、これは文科省の調べになりますが、平成14年から令和2年の間に全国の公立になりますけど、公立の小中高校を合わせて毎年平均450校程度の廃校が発生しているというふうに発表しております。450

校というのは、大変大きな数字だと思いますが、ちなみにですね、茨城県内の小学校の数を調べたら、448校でした。

ということは、毎年全国で、公立になりますけど、茨城県の全部の小学校が廃校になっているということで、これは大きなことだなあと。幾ら小中学校を合わせてでも、大きな数字だなと驚いたところですが、それでも、そのうちの約75%が何らかの形で利活用されておりまして。

一方では、約20%の廃校施設が活用の用途が決まらずに放置されているという時代になっております。その活用の決まっていない理由としては、立地条件が悪いとか、建物の老朽化、そんなようなことが多くを占めております。

その観点から東小学校を見てみますと、立地条件はすばらしくいいところだと思います。何と言っても、五霞インターチェンジから車で1分とは言いませんが、信号に引っかかるなければ、2分もあれば到着するというすばらしいアクセスなんではなからうかと思っております。また、校舎につきましては、大規模改修後25年が経過しているということですので、それなりの傷みも出ているようですが、耐震補強も完了していますので、ちょっと手を加えれば、まだまだ使用はできるのかなと思っております。

それと、隣接するひばりの里が、地盤沈下が結構進んでいるということで心配していたのですが、東小学校側は地盤が固いということで、その影響は今までなかったということですので、安心しております。

それと、この敷地の面積が1万9,810平米、約2ヘクタールあると。広大な敷地になりますが、1点、ここで再質問をさせていただきますが、これだけの広い敷地ですので、今後、利活用ができずに暫定利用となった場合、それなりの維持管理費が発生してくるんじゃないかなと思うのですが、どのくらいの維持管理費用を見込んでいるのか、よろしくお願いたします。

○議長（樋下周一郎君）ただいまの再質問に対し、教育次長の答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（山田 浩君）それでは、再質問のありました東小学校の維持管理費について御答弁申し上げます。

令和6年度の東小学校の維持管理費につきましては、450万円ほどを見込んでおります。その内訳としましては、光熱水費や樹木剪定費などがございます。維持管理につきましては、今後も東小学校の跡地利用が決定するまで継続する見込みでございます。

答弁については以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）はい、小野寺宗一郎君。

○2番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

450万円を見込んでいるということですよ。いや、こんなにかかるんだなというふうに思っております。水道、光熱費はほとんど使っていないので、この場合の450万円を大部分が樹木の剪定費用なのかなと思います。

先日ですね、東小学校へ行ってきたのですが、ちょうど、植木屋さんが植木の剪定をするところだったのですが、改めて見渡しますと、確かに樹木が相当あるなと思いました。五霞中学校、また、五霞小学校、そちらと比べても大分多いんじゃないかなと思うと思います。

また、今の時期ですと、グラウンドや花壇なんかに草が結構生い茂ってありました。枝もそれなりに伸びておりましたので、大分荒れてきたなあとというふうに感じております。

それに、これからまた冬になり、寒くなりますと、東小学校にはケヤキ太郎という巨大なケヤキの木を筆頭に大木がありますので、これから大量の落ち葉が毎日のように出てきます。今までは児童が、これを毎日のように掃除をしていたという経緯があるかと思うのですが、これを今後、誰がどういうふうにやっていくのか。そういうことも考えていかなければ、ならないと思います。

今後、どのような形で利活用されるか分かりませんが、いずれにしても、黙っていても木は育ちますので、1年間手を加えないと、もう荒れ放題になります。この維持管理費は、この先も、さほど変わりなくかかってくるのではなかろうかと思っておりますので、場合によっては、少し減らすとか、そういうふうなことも考えてもいいのかなと思っておりますので、この辺の検討もよろしくお願いいたします。

年間450万円というのは大変大きな金額ですので、これが今後、3年、4年となると、1,000万円、2,000万円かかってくるので、ますます財政が厳しくなりますので、その検討をよろしくお願いいたします。

それでは、1点目はこれで結構ですので、次の2点目へ、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、2点目の質問に対し、都市建設課長の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（大橋 勝君）それでは、2点目、東小学校跡地利用に向けての進捗状況について御答弁のほうを申し上げます。

五霞東小学校跡地の利活用につきましては、令和5年度より大規模開発による商業や製造業などの企業誘致をはじめ、人と人が交流し、多くの人が集うにぎわいの場としての整備や、新たな学校の誘致など、町の魅力を高めて地域の活性化につながるよう、可能な限り様々な検討を行ってきたというところでございます。

主な検討経過でございますが、大規模開発による企業誘致につきましては、特に多くの町民の方が望むスーパーなど商業施設の誘致のために、企業へのサウンディング調査や個別訪問などをしてきたところでございますが、幹線道路、いわゆる新4号国道から離れているということなどから、立地に興味を示していただける商業事業者がいないというような状況でございます。

また、多くの皆様から幅広く意見を聞くために、役場の若手職員を中心としたプロジェクトチームによる検討のほか、町民の方や学生さんなど、約 250 人を対象とした利活用に関するアンケート調査を実施したところでございます。

結果につきましては、既存の校舎を生かした活用、利活用を望む声がある一方で、新たなにぎわいの施設の整備を要望する声も多くあったところでございます。特に、アンケートの結果からは、カフェ、レストランを望む声が全体の約 25%、商業施設が約 15%、宿泊施設が約 10%などとなっているところでございます。

また、同様に茨城県主催のフィールドマッチングイベントや企業サウンディングにおいても、観光や宿泊、飲食などの複合施設の整備などの意見が多かったというところでございます。

町といたしましては、このような声も踏まえまして、将来の町の顔となりうる東小学校跡地を新たな町のにぎわいの場として利活用する方針を決定したというところでございます。

2 点目については以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）小野寺宗一郎君。

○2 番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

進捗状況についてお伺いいたしましたが、昨年の令和 5 年度より商業施設や製造業などの誘致の検討をしてきたというのが分かりましたが、私もアンケート結果につきましては、ホームページで確認させていただきましたけど、やはり多くの町民の方が商業施設やカフェ、レストランなどの施設を望んでいるということは、アンケート結果を見ると、よく分かります。今後、町の活性化を考えていくには、そういった施設が必要なんだと思います。

また、アンケート数のほうも、あまり回答が得られてない、学生さんは、それなりにしていますけど、そのアンケート以外でも、東小跡地の利活用については、町民は大変関心を持っているところだと思います。私も、いろいろ聞かれることがあります。東小はどうなるんだと。今後どうするんですか、ということをよく聞かれます。そうした時に、どうしたいですかと、逆に聞きますと、やはり誰もが商業施設がいいとか、飲食店がいいとか、中にはキャンプ場をつくってほしいと。それで、みずべ公園とつなげてくださいと。そういう意見も必ず出てきます。

私も、やはりあそこにはですね、町内外から人が集まるにぎわいの場所というのが必要になるのではなかろうかと思っていますし、そうなってほしいなと思っています。

町としても、そのような多くの御意見は聞いていると思いますが、先ほどの答弁の中でですね、将来、町の顔となり得る新たな町のにぎわいの場として利活用する方針を決定したというふうになっておりますので、ぜひそういった方向で検討をしていただきたいと思います。

ここで、ちょっと一つ、確認させていただきますが、東小学校跡地、ここは市街化調整区域というふうになっておりますが、例えば、要望の多かったカフェやレストランなどの、そういったものへの転用が可能なのか、再質問でお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）ただいまの再質問に対し、都市建設課長の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（大橋 勝君）それでは、再質問にありました転用が可能なのかというところでですね、御回答のほうをさせていただきたいと思います。

東小学校跡地につきましては、市街化調整区域となっているところでございます。これらについて、開発行為及び建築行為などにつきましては、都市計画法により制限されているところでございます。

そういった中、これらの事業を進めるに当たりましては、法規制をクリアするために、初めに市街化調整区域内で特例的に認められる開発行為、それから、建築行為などの基準による地区計画を定めることとなってまいります。その後、用途を変更するという手続になるところでございます。

なお、どのような転用ができるかにつきましては、定める地区計画によって建築できる建築物が異なってくるということでございますので、具体的な跡地の活用方法に合わせて地区計画を定めて対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）小野寺宗一郎君。

○2番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

これ利活用が決まらない一つの理由として、市街化調整区域のために用途に応じた法令の制約があり、転用できなかったということが、他の自治体で幾つかあるみたいですので伺ってみたのですが、本町では、この地区計画、これを定めれば、転用が可能になるということであれば、それに向けてしっかりとした検討をお願いしたいと思います。ここが本丸になってくると思いますので、根幹が違ってきますので、ぜひとも検討のほどをよろしくお願いしたいと思います。

それでは、2点目は結構ですので、次へお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、3点目の質問に対し、都市建設課長の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（大橋 勝君）それでは、3点目、学校跡地利用の基本的な考え方について御答弁のほうを申し上げます。

現在、町では町内全域におきまして、町有地や施設の利活用を民間のノウハウや資金力が期待できる官民連携によるPFI制度を活用して、時代にフィットし、効率的な運営も可能となる施設整備や土地の利活用を進めているというところでございます。

そういった中、特に東小学校跡地も含めた五霞インターチェンジ周辺につきましては、首都圏からの来訪者を迎える町の玄関口として整備するために町の都市計画マスタープラ

ンで、人・物・情報の交流拡大に寄与する都市核として位置づけて、にぎわいのある魅力あるまちづくりを進めていくこととしているところでございます。

そのため、先ほど御答弁させていただきましたとおり、東小学校の跡地利用につきましては、新たなにぎわいの場を創出することを基本的な考え方として、民間事業者などから広く公募を行っていきたいと考えているところでございます。

具体的な公募に当たりましては、町民アンケートや企業サウンディングなどの結果も踏まえまして、公募に当たっての提案条件を設定するなど、町のにぎわいの拠点となるようしっかりと手続を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、現在の校舎につきましては、老朽化はあるものの、災害時の指定避難所として指定を受けております。一方で、民間事業者からの提案の中には、新たな施設を整備するに当たっては、既存の建物を取り壊すなどの方策が示されることも予測されてございます。このような場合におきましては、五霞インターチェンジ周辺企業の協力を得て、避難所機能を振り替えるなど、こういった対応も視野に入れて事業を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）小野寺宗一郎君。

○2番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

私もこの公募方法につきましては、民間事業者の中から幅広い公募を考えていただきたいと思っております。民間事業者には、経営ノウハウがありますし、第三セクターとはまた違ってですね、管理・運営全て任せたいほうが、民間主体でやっていただいたほうがいいんじゃないかと思っておりますので、そういった検討もよろしく願います。

また、インターチェンジ周辺を、東小学校跡地を含めて魅力あるまちづくりを進めていくという答弁がありましたけど、まさにそのとおりだと思っております。先ほども言いましたが、アンケート調査の結果もそうですが、アクセスも最高なところにありますので、あそこの位置づけは立地的にもすばらしいんじゃないかと思っております。そして、何よりも、すぐそばに道の駅があるということで、道の駅にそれだけのお客さんが来ておりますので、道の駅に寄っただけで帰るんじゃないかと、五霞の道の駅に来たら、こっちも寄っていかないと、というような、町外の方々が興味を示すような施設があれば、東小学校跡地はすばらしい観光拠点になると思っておりますので、事業者も含めて、しっかりした選択をよろしく願います。

それと、校舎が災害時は避難所になっておりますので、その対応も今後も考えていただきたいと思っております。令和元年の台風19号時ですかね。あの時、私も東小学校の2階の教室に避難したのですが、夜中の時間帯にもかかわらず、大変多くの方が避難をしております。近くには防災ステーション、また協定を結んでいる企業などの避難所がありますが、唯一雨風をしのげる室内の避難所というのは、この東部地区には、あそこの東小学校だけしかありませんので、あれがなくなりますと、近隣の住民の方は大変不安になります

ので、できるだけ、転用後も避難所としての機能を残していただきたいと思いますので、その辺の協議のほどをよろしく願いいたします。

それでは、これで結構ですので、次の4点目をお願いします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、4点目の質問に対し、教育次長及び都市建設課長から、それぞれ所管する事項について答弁を求めます。

まず初めに、教育次長から所管事項の答弁をお願いします。

教育次長。

○教育次長（山田 浩君）それでは、1項目4点目施設の転用に伴う手続や財政負担についてのうち、学校施設の廃止、転用などによる手続及び国庫補助金の返還について御答弁申し上げます。

まず、手続関係でございますが、東小学校では、国庫補助金を活用した整備事業を実施していたことから、廃止又は転用を実施するためには財産処分の手続が必要となります。その手続は、茨城県を經由して文部科学大臣の承認を受けるものとされておりまして、書類提出後、約3か月を要すると言われております。この手続を経ずに転用等を行うことは法律により禁止されているところでございます。

次に、国庫補助金の返還についてでございますが、整備しました設備の処分制限期間を経過しているか否かで国庫補助金の返還が生じるかというところの判断になります。したがって、今後の跡地利用の進捗状況に応じて進めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、東小学校跡地利用に支障がないよう、国、茨城県と協議を進めながら進めてまいりたいと考えてございます。

答弁については以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）続いて、4点目の質問に対し、都市建設課長から所管事項について答弁をお願いします。

都市建設課長。

○都市建設課長（大橋 勝君）同じく、4点目、施設の転用に伴う手続や財政負担について、これらのうち、大規模改修等が必要となる場合の建築基準法と消防法等の規制について、新たな財政負担を伴う場合の国庫補助金等の活用について御答弁のほうを申し上げます。

例えば、現在の校舎を活用してホテルに用途変更して使用するような場合につきましては、既存の建物がホテルとして建築基準法や消防法など各法規制に合致するかどうか、改修の必要があるかどうか等の調査を行う予定としてございます。

なお、調査の結果、改修が必要となる場合につきましては、調査費用も含め、民間事業者で対応してもらえよう協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。

町としましては、新たな財政負担が伴わないよう、契約手法の検討や事業に対する補助金の活用など、財政面からもきちんと整理し、対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）小野寺宗一郎君。

○2番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

国庫補助金の返還については、自治体によっては、廃校に伴い莫大な国庫補助金が発生して財政を圧迫したというようなことがあるそうですので伺ってみましたけど、本町ではそんなことはないのかなとは思いますが、今後、申請のタイミングを見て精査するので、その辺のことにつきましては、分かり次第、また報告をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、今後の転用に向けて調査の結果、改修が必要となる場合に、調査費も含めて、民間事業者のほうでお願いをすると。協議をするということですが、場合によっては、ここまでは町でやっておかなきゃならないというところも出てくるかと思しますので、その辺は、何がなんでも事業者に出させるんだというのではなくてですね、いろいろ協議していただいて柔軟な対応をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

いずれにしても、新たな財源負担が生じないことが理想ですが、やむを得ない場合には、補助金などを活用していただき、負担を軽くしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、4点目はこれで結構です。

次の5点目、最後、お願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、5点目の質問に対し、都市建設課長の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（大橋 勝君）5点目、今後の進め方について御答弁のほうを申し上げます。

まず、民間事業者等の公募の周知の方法につきましては、町としての東小学校跡地利用の利用方針に基づき、提案条件を定めた後、町のホームページ等で企業提案の募集を行うという予定になってございます。また、併せて、利用方針が決定した段階で、町民に向けた情報発信も町のホームページ等で周知していきたいと考えているところでございます。

次に、委員会等の設置につきましては、よりよい提案を選考するため、選定委員会の立ち上げを検討しております。また、選考方法や委員の選任など、詳細につきましては今後検討していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、町民の意見・要望につきましては、先の答弁でも申し上げましたが、令和5年度に約250名を対象に実施した町民、学生アンケート結果での意見や要望などを取り入れながら、公募に向けた諸条件を設定して公募要綱を作成していきたいというふうに考えているところでございます。

また、今後のスケジュールにつきましては、先ほどのアンケートや令和5年度に行った企業サウンディングに加えまして、新たに令和6年度中に追加の企業サウンディングを行った後、東小学校跡地活用計画を策定しまして、令和7年度の早いうちに公募ができるよう準備を進めていく予定になってございます。

さらに、民間事業者の決定により整備する施設の種類や用途が決まりますので、地区計画等の手続を速やかに進めていくというところでございます。

町といたしましては、五霞東小学校跡地の利活用につきまして、繰り返しになりますが、町の玄関口の顔としてのにぎわいの場を創出して、町の魅力の向上につながるよう民間事業者と連携して事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）小野寺宗一郎君。

○2番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

今後、公募の周知につきましては、町のホームページを主体にやっていくようですが、文科省のホームページでも、御存じかと思いますが、みんなの廃校プロジェクトというサイトがありまして、ここには、全国から応募のある廃校を使ってほしい自治体と廃校を使いたい企業とのマッチングを行っております。既に茨城県からも、近隣ですと、筑西市の小学校など20校程度が登録しておりますので、本町もこういうことに登録することも一つの方法ですので、検討してみてもいいかなと思います。

また、委員会を立ち上げる方向で考えているようですので、そうになりましたら、また、議会のほうへも報告のほどをよろしく願いいたします。

それと、今後、町民からの意見、要望などをしっかりと聞いていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、最後のスケジュールに関して一つ再質問をさせていただきますが、令和7年度の早い時期に公募ができるように準備していくという予定だということですが、以前の説明ですと、この東小学校跡地はインターチェンジ周辺開発2期のエリアに含まれておりましたが、こちらの整備事業には影響は出ないのか。

その辺のことについてよろしくお願ひします。

○議長（樋下周一郎君）ただいまの再質問に対し、都市建設課長の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（大橋 勝君）それでは、ただいま再質問のありました五霞インターチェンジ周辺整備事業第2期への影響についてということで御答弁を申し上げます。

第2期の整備事業につきましては、A地区のIC東部からC地区のIC西部まで、3地区を合わせて約73ヘクタールを一体的な計画区域としているところでございます。A地区及びC地区につきましては、農地転用の手続が必要になりますので、どうしても監督官庁との一定の協議に時間を要してしまうところでございます。

一方、B地区である東小学校跡地につきましては、既存の建物が整備されている地区でありまして、農地転用の手続は不要となるところでありますので、基本的に地区計画の変更のみで対応が可能だということになります。

議員御懸念のB地区の先行実施につきましては、73ヘクタールを一体とした計画の中で事業を進めていくものであり、B地区が先行して進めることになった場合であっても、それが、A地区及びC地区の進捗に影響を及ぼすことはないというふうに考えているところでございます。

町としましては、人口減少をいち早く食い止め、移住・定住を促進するために、早期に着手できる地区から順次事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）小野寺宗一郎君。

○2番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

インター周辺整備事業2期工事につきましては、A地区、B地区、C地区、この3地区、連担性を持って同時進行で進めていくという説明を前に聞いておりましたので、その辺がどうなのかなと思って質問をさせていただきましたが、B地区を転用することによって、A地区、C地区の足かせにならずに、予定どおり申請ができるということで、東小学校跡地を除外しても、A地区、B地区のスケジュールに影響なく、むしろB地区を先行して行えるということのようですので、この辺はまたスピード感を持って、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、時間はちょっと早いですけど、本日、東小学校利活用について質問をさせていただきましたが、跡地は地区計画を定めることにより、いろいろな事業に転換できるということが分かりましたので、安心いたしました。廃校は終わりではなく、始まりだという思いで、何とか、にぎわいの場となるような利活用を検討していただきたいと思ひます。東小学校跡地がにぎわえば、A地区、C地区にも商業施設の誘致などが来るといふ、場合によっては、あそこがにぎわって多くの人が集まるようになれば、商業施設、またそういう業者のほうから、ぜひ出店させてくれという話も来るようになるかと思ひますので、あそこには、何とか人が集まるようなにぎわいの場、町もそういう方向で行っているといふのは、もう分かりましたので、進めていただきたいと思ひますので、今後とも、何かあれば、また、議会のほうにも報告をよろしくお願ひしたいと思います。

本日、教育次長、都市建設課長には御答弁をいただき、大変ありがとうございました。

以上で、私の一般質問は終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（樋下周一郎君）以上で、2番、小野寺宗一郎君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前 11時43分

再開 午後 1時00分

○議長（樋下周一郎君）休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 猿 橋 正 男 君

○議長（樋下周一郎君）3番目の質問者である猿橋議員は、発言席へ移動願います。

〔1番 猿橋正男君 発言席へ移動〕

○議長（樋下周一郎君）ただいまより、1番、猿橋正男君の発言を許可します。

登壇し、質問趣旨を述べ、その後は発言席へ戻り、答弁をお聞きください。

猿橋正男君。

〔1番 猿橋正男君 登壇〕

○1番（猿橋正男君）皆様、こんにちは。

（「こんにちは」という声）

○1番（猿橋正男君）1番議員、公明党の猿橋でございます。

本日はお忙しい中、傍聴に御参集いただきました皆様、誠にありがとうございます。

今年の夏は、地震、台風、豪雨により厳しい自然災害がもたらされました。亡くなられた方の御冥福を祈るとともに、被災された方へお見舞い申し上げます。また、被災された地域の復旧が速やかに行われ、生業が戻ることを願っております。災害は、いつどこで起こるか分かりません。明日は我が身との思いで、災害に備えていきたいと思っております。

今回は、3項目9点の質問をさせていただきます。

1項目めは、軟骨伝導イヤホンの導入についてです。

日本国内で難聴を抱える人の数は増加傾向にあり、1,000万人を超える方が何らかの聴覚障害を抱えているとされています。また、高齢化社会が進行する中で、加齢による聴力低下も増加しています。日本耳鼻咽喉科学会では、65歳以上では3人に1人、75歳以上で、約半数の方が難聴を感じていると報告しています。

音を感じる仕組みは、気導と骨伝導が古くから知られています。軟骨伝導イヤホンは、骨伝導技術を更に進化させたものです。軟骨伝導は、耳の穴を取り巻く軟骨組織に振動を与えることで、軟骨がスピーカーの役目を果たして外耳道内に音波が生まれ、気導と同様に鼓膜を振動させて音を感じることができます。軟骨伝導イヤホンのメリットは、耳の中にイヤホンを挿入しなくて済み、骨伝導であるため、音漏れが少なく、クリアな音声を提供できることです。

庁舎窓口では、多様な利用者が訪れるため、快活、かつ効率的なコミュニケーション手段が求められます。特に、難聴のある方や高齢者にとって、従来の音声案内が聞きづらいことがあります。軟骨伝導イヤホンを導入することで、音声案内の聞き取りを支援し、より多くの方に適切な提供をすることができます。

窓口のやりとりで、大きな声を出してしまうと、他の利用者に聞こえてしまうことがあり、プライバシーの保護が難しい場合があります。軟骨伝導イヤホンを使用することで、周囲に音漏れしにくく、プライバシーを守りながら個別の対応が可能になります。また、耳の穴周りの軟骨を振動させるため、耳の中へ挿入することなく、清潔な状態での利用が可能です。

そこで、1項目めの質問です。

町民のプライバシー保護及び利便性向上のために、庁舎窓口には軟骨伝導イヤホンの導入が必要と考えますが、御意見を伺います。

以上が、軟骨伝導イヤホンの導入についての質問になります。

2項目めは、遺族支援、おくやみコーナーの設置についてです。

家族が亡くなった際の手続は、御遺族が悲しみの中で行わなければなりません。現状、死亡や相続に関する遺族への負担は大きく、今後の更なる高齢化によっては、配偶者が高齢者となるケースや、世帯構成や家族体制の変化により、親族が遠方又は疎遠になるケースが増え、御遺族が行う死亡相続に関する手続の負担は一層大きくなるものと予想されます。

おくやみコーナーは、住民の死亡に伴い、年金や国民健康保険、税金などの多岐にわたる手続をワンストップで行う窓口で、御遺族の負担も軽減され、待ち時間の短縮や必要書類の不備を防ぐことができます。おくやみコーナーを設置している自治体も年々増えています。御遺族の方に、事前に予約をしていただき、手続に必要な書類を一括して作成するワンストップのサービスを実施しています。

本町では、現在、死亡を伴う手続をする際、個々の状況によっても違いますが、手続ごとに異なる窓口を回り、申請には何度も同じ内容の記載を求められ、御遺族にとって、手続そのものの負担だけでなく、心の負担にもなっています。

そこで、2項目めの質問です。

1点目、本町に提出される死亡届の件数は年間年間どれぐらいか。

2点目、死亡に伴う手続の申請書は何種類あるのか。

3点目、申請書の提出は、幾つの窓口に分かれているのか。

4点目、御遺族の手続を行う際の負担を軽減でき、窓口業務の時間が削減につながるおくやみコーナーの設置が必要と考えるが、御意見を伺います。

以上が、おくやみコーナー設置についての質問になります。

3項目めは、自動体外式除細動器AEDについてです。

いつでも、誰にでも起こるかもしれないこと。それが、突然の心停止です。日本国内では、突然の心停止で1日に約200人の方が亡くなっています。突然の心停止の多くは、心室細動が原因です。

心室細動になると、心臓がけいれんし、脳や身体に血液を送ることができなくなって、意識を失って倒れてしまいます。そのまま何も処置をしないと、1分ごとに7～10%生存率が下がっていきます。心室細動の最も有効な治療法は、AEDによる電気ショックです。心停止で倒れた方のそばに居合わせた方が、1分1秒でも早くAEDで電気ショックを行うことが、救命の鍵を握ります。

AEDは、今から20年前の2004年7月に、それまで医療従事者にしか許されていなかった使用が、一般の人に認められるようになりました。この20年間の累計で、800人以上の尊い命がAEDで救われました。

しかし、国内で約65万台が設置されていますが、実際に使用されたケースは少ないと言います。防衛庁によると、21年に心臓の異常が原因で心停止になり、救急搬送された12万9,144人のうち、周囲に人が居合わせたケースが2万6,500人だった。このうち、1万5,225人、57.5%が居合わせた人から心停止を受けたが、AEDが使われたケースは、僅か1,096人、4.1%だったとありました。

AEDの使用率が低い理由は、設置場所の周知が徹底されていない。使用の経験がないなどが挙げられます。また、女性が倒れた場合、居合わせた人が体に触れることを躊躇して、救命措置が遅れる傾向があると言います。AEDのパッドを素肌に貼れるようなら、衣服を完全に脱がす必要はありませんし、肌の露出が気になるようなら、上着やタオルをかけても問題はありません。AEDの使用をためらわないことが重要です。

そこで、3項目めの質問です。

1点目、AEDの設置状況と管理・点検体制はどうなっているのか。

2点目、設置されたAEDが、土日・祝日でも使用できるのかどうかなどの情報が町民へ周知されているのか。

3点目、小中学校ではどのような場所に設置しているのか。

4点目、AEDのバッグに、女性の胸元を隠したり、止血にも利用できる三角巾を一緒に収納することが有効と考えますが、御意見を伺います。

以上が、AEDについての質問になります。

以上、質問の趣旨を述べさせていただきました。

発言席に移動させていただきます。

〔1番 猿橋正男君 発言席へ移動〕

○議長（樋下周一郎君）1項目め、1点目の質問に対し、健康福祉課長の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（荒井富美子君）それでは、猿橋議員の御質問に対して、1項目め、軟骨伝導イヤホンの導入についての1点目、町民のプライバシー保護及び利便性向上のために、庁舎窓口に軟骨伝導イヤホンの導入が必要と考えるが、見解を伺うについて、御答弁申し上げます。

行政窓口におきましては、対面での対応が基本となっておりますが、今後ますます進展する社会の高齢化に対応するため、デジタル技術等を活用し、窓口サービスの利便性を高めていく必要があると認識しております。

現在、耳が聞こえにくい高齢者などが窓口に来られた際には、職員が相談者に大きな声で説明をしたり、あるいは、話す早さなどを調節したり、筆談などの方法で対応しておりますが、感染症対策でマスクをしている場合などには、声が聞こえにくいこともございます。

議員御提案の軟骨伝導イヤホンは、イヤホンが耳の軟骨を振動させ、その軟骨振動によって音が作られる仕組みを活用した機器です。この機器には、イヤホンを耳に軽く当てるだけで鮮明に音が聞こえ、音漏れしにくく、大きな声での説明も不要になることから、プライバシーの保護にも役立つことが特徴とされております。

町としましては、軟骨伝導イヤホンのような新しい技術を活用した機器の導入は、新たなコミュニケーションツールとして、窓口等での対応をよりスムーズにし、プライバシーの保護においても効果的になり得るものと承知しております。

議員御提案の軟骨伝導イヤホンの導入につきましては、行政窓口サービスの利用向上の視点から、ほかの自治体の導入状況や、既に導入した自治体の事例などを参考にいたしまして前向きに検討してまいります。

答弁は以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）猿橋正男君。

○1番（猿橋正男君）ありがとうございました。

他の自治体への導入状況や事例等を参考に、軟骨伝導イヤホンの導入を前向きに検討していただけるとの答弁、誠にありがとうございます。

高齢化が進む中で、難聴に悩む方が増えているのが現状です。聴覚に課題を抱える方にとって、軟骨伝導イヤホンが大きな助けになると確信しております。

今後の検討が速やかに進み、早期に導入されることを期待しております。

よろしく願いいたします。

2項目めをお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて2項目め、1点目から3点目までの質問に対し、一括して、町民税務課長より答弁願います。

町民税務課長。

○町民税務課長（山下仁司君）猿橋議員御質問の2項目め、御遺族支援、おくやみコーナー設置について御答弁申し上げます。

本町に提出される死亡届出の件数でございますが、令和3年度から令和5年度の届出数を申し上げます。令和3年度の戸籍届出数は139件。そのうち、町に住民基本台帳の登録がある件数は116件。令和4年度の戸籍届出件数は142件。うち、住基登録者は122件。令和5年度の戸籍届出件数は146件。うち、住基登録者は116件ありました。なお、3か年の平均は、住基登録のある死亡届で118件でございます。

続いて、2点目、死亡を伴う手続の申請書は何種類あるのかですが、役場でできる手続については、個々の状況によっても必要となる手続は違いますが、少ない方で1種類、多い方で約11種類あり、保険証等返還のみの手続については、3種類から5種類でございます。そのほか、役場以外の手続についても、相続登記や自動車の名義変更など、多くの手続が必要となります。

3点目、申請書の提出は幾つの窓口に分かれているのかですが、主に町民税務課が2つ、健康福祉課が1つ又は2つとなります。そのほか、産業課や上下水道課など、関係するところに御案内しますと、多い方で6つの窓口となります。

2項目め、1点目から3点目につきましては、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）猿橋正男君。

○1番（猿橋正男君）ありがとうございました。

死亡届の届出の件数や申請書などの説明、誠にありがとうございます。

手続の多い方で、申請書の数が11種類、窓口が6件と、かなり多いように感じます。特に、上下水道課は、川妻浄水場まで赴かなければなりません。そのことを考えると、ワンストップで行える体制を整えることが重要に思います。

続きまして、4点目で話しをしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（樋下周一郎君）続いて、2項目め、4点目の質問に対し町民税務課長の答弁を求めます。

町民税務課長。

○町民税務課長（山下仁司君）2項目め、4点目、おくやみコーナーの設置が必要と考えるが、見解を伺うについて御答弁を申し上げます。

御家族を亡くされた御遺族にとって、死亡や相続に係る申請書類が多岐にわたり、慣れない手続に不安を感じるなど、大事な方を失った悲しみの中で必要な手続を行うことに大きな負担を感じることは重々承知をしております。

このため、町では、少しでも御遺族の不安や負担を軽減できるよう、お気持ちに寄り添った窓口対応に努めるとともに、現行の窓口を利用して、御遺族がなるべく移動せずにワンストップで必要な手続を行えるよう体制を整えております。また、必要な書類も多岐にわたりますことから、死亡届が提出された際に、今後必要な手続や用意すべき書類などを記載した一覧をお渡しするとともに、以後、御遺族が来庁された際に円滑な事務処理ができるよう、あらかじめ関係課と調整して申請に必要な書類を準備し、いつ来庁されても対

応できる体制を整えております。加えて、令和5年7月からは、戸籍謄本や住民票などの交付申請に当たり、申請書に記入せずに申請ができる「書かない窓口」を導入しており、住民の方からも御好評をいただいておりますので、引き続き制度の充実を図り、申請手続の簡略化を図ってまいります。

今般、議員から御質問をいただきました専用のおくやみコーナーの設置につきましては、遺族の方の負担軽減を図る上で有効な手段の一つであると認識をしておりますが、現状では、スペースの確保の問題、専任職員の配置、コーナーの利用頻度など、解決すべき課題がありますので、今後、慎重に検討したいと考えております。

町としましては、今後とも必要な事務手続を円滑に処理できるよう、死亡届の提出窓口となる町民税務課長と各種手続の関係課との連携を密にして、手続にお越しになった御遺族のお気持ちに寄り添った窓口対応を引き続き心がけてまいります。

2項目め4点目については以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）猿橋正男君。

○1番（猿橋正男君）ありがとうございました。

死亡届が提出された後、御遺族が来庁された際に円滑な事務処理ができるように、あらかじめ関係課と調整して申請に必要な書類を準備し、いつ来庁されても対応ができる体制を整えているということは、横の連携ができていて、素晴らしいことだと思います。

また、御遺族の不安や負担が軽減できるよう、現行の窓口を利用して御遺族がなるべく移動せずに、ワンストップで必要な手続を行えるよう体制を整えているとの答弁は、まさしく、おくやみコーナーの原型です。

本町の死亡届の件数を考えると、月平均10件程度なので、おくやみコーナーの常設は不要だと思われます。ですから、専用の窓口、専任の職員も不要です。多くの手続が必要な困っている方を対象に、予約制で、空いている会議室等を使用してワンストップでおくやみコーナーとするのがよいのではないかと考えます。現在、ワンストップで必要な手続を行える体制を整えているのであれば、用意すべき書類などを記載した一覧に、その旨を記載し、対応してはいかがでしょうか。

令和5年7月から導入された書かない窓口で、簡略化が進み、利便性が向上したことはよいことです。今後、更なるDXの推進により、窓口に行かず、スマートフォンやパソコンなどを使って、電子申請ができる書かない窓口の検討もお願いいたします。

3項目めをお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、3項目め、1点目及び2点目の質問に対し、一括して総務課長の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君）3項目め、1点目、AEDの設置状況と管理点検体制について及び2点目、町民への周知についてを一括して御答弁申し上げます。

まず、AEDの設置状況と管理点検体制についてでございますが、一般社団法人日本救急医療財団の定めるAEDの適正配置に関するガイドラインにおきまして、不特定多数が集まる公共施設への設置を推奨しております。本町におきましては、役場庁舎をはじめ、中央公民館や道の駅ごかなど、9か所の公共施設に設置をしております。また、機器の管理・点検については、職員による日常点検のほか、事業者による電極パッドやバッテリーなどの消耗品を劣化状況に応じて交換するなど、日頃から有事に備え、管理に努めているところでございます。

次に、2点目の町民への周知についてでございますが、現在、施設の出入口や受付窓口など、来庁者の目につきやすい場所にステッカーを貼付し、設置場所の明示を行っておりますが、機器については、施設の利用者を想定しておりますので、職員が常駐している役場庁舎を除いては、基本的に休館日の使用はできない状況となっております。なお、各施設の休館日については、町のホームページ等により周知を行っておりますけれども、AEDに絞った周知については行っておりませんので、今後、使用する方に分かりやすいよう、機器の設置場所、利用可能な時間や使用方法などをホームページにも追記して周知を図ってまいりたいと考えております。

1点目、2点目については以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）猿橋正男君。

○1番（猿橋正男君）ありがとうございました。

AEDが、いざという時にバッテリー切れなどで使えないと意味がありません。本町では、職員による日常点検のほかに、事業者による消耗品の交換など、管理体制が整っているということで安心いたしました。

設置場所は、不特定多数の方が集まる9か所の公共施設とのことですが、可能であるならば、コンビニエンスストアにお願いし、AEDを設置することも有効に思います。

救命の手順は、安全を確認する。反応を確認する。そして、119番通報し、AEDを手配します。

公共施設において、AEDの使用は、利用者を想定しているようですが、近隣で救命処置が必要になったとき、貸出しが可能であるかどうかなども周知する必要があると思います。また、私の近隣の企業では「設置事業所 緊急時は職員にお声かけください」と、道路から見える壁に看板が設置されています。工業クラブや商工会と連携し、AEDの貸出しが可能であれば、住民に周知することも有効と考えます。住民へのよりよい有効な情報の周知をお願いいたします。

3点目をお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、3項目め、3点目の質問に対し、教育次長の答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（山田 浩君）それでは、3項目、3点目、小中学校におけるAEDの設置場所について御答弁申し上げます。

まず、五霞小学校のAEDでございますが、保健室前と体育館の2か所に設置し、中学校に関しましては、小学校同様、保健室前と体育館のほか、武道場、こちらも含めまして計3か所設置してございます。

答弁につきましては、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）猿橋正男君。

○1番（猿橋正男君）全国の学校では、毎年、およそ30人もの児童・生徒に心停止が発生しています。学校での死亡原因の多くは、心臓突然死です。また、小中学校内での心停止の84%が、グラウンドやプール、体育館など運動に関して起こっています。本町では、校舎、体育館、武道場にAEDが設置されているとのことですが、一つ心配なことがあります。

再質問をさせていただきます。

今後、中学校の休日部活動が地域移行します。グラウンドで部活動を行っていて心停止を起こした場合、校舎、体育館が施錠している可能性があります。また、1分1秒でも早くAEDを使用し、電気ショックを行うことが救命につながります。

そこで、中学校のグラウンドからすぐ利用できる場所に、AEDの設置が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（樋下周一郎君）ただいまの再質問に対し、教育次長の答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（山田 浩君）それでは、再質問について御答弁申し上げます。

現在、中学校の休日部活動につきましては、令和8年度からの地域移行に向けて準備を進めているところでございます。休日部活動の指導者に関しましては、地域の方々を予定しております。休日は、学校に教職員が在籍しているとは限りませんので、仮に校庭等で事故等が発生した場合、施錠の関係上、AEDを使用することができない場合も想定されます。

したがって、議員の御指摘のとおり、AEDの屋外設置を今後の部活動の地域移行の課題としまして、設置に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）猿橋正男君。

○1番（猿橋正男君）ありがとうございました。

部活動の地域移行の課題の一つとして検討していただけるとのことで、安心いたしました。グラウンドからすぐ利用できるAEDの設置をよろしく願います。

では、4点目をお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、3項目め、4点目の質問に対し、総務課長の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（嶋貝浩之君）3項目め4点目、AEDに三角巾を収納することについて、御答弁を申し上げます。

議員御指摘のとおり、一刻を争う状況において、使用者が躊躇なく救命活動を行うためには、女性への配慮や止血にも使用可能な三角巾を用意しておくことは有用であると考えております。現在、一部の施設におきましては、タオル等を備え付けておりますけども、今後は、全箇所へ三角巾の設置を早急に行ってまいります。

また、必要な物品の設置のほか、機器を使用する職員に対しましても、今後、定期的に救急救命講習を行い、AEDの使用方法や心肺蘇生法等の技術の習得にも努めてまいります。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）猿橋正男君。

○1番（猿橋正男君）ありがとうございました。

三角巾を一緒に収納するという要望を受入れていただき、誠にありがとうございました。これにより、救急時の対応が向上するとともに、住民や地域の安心感にもつながってくると思います。引き続き、災害や緊急時に備えた取組が進んでいくことを願っております。

以上で、一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（樋下周一郎君）以上で、一般質問通告者全員の質問が終了いたしました。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

◎休会の件

○議長（樋下周一郎君）続きまして、日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の一般質問の日程は、本日及び明日9月10日の2日間と決定しておりましたが、本日一般質問が全て終わりましたので、明日12日を休会とし、議案調査日としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、9月12日を休会とすることに決定いたしました。

次回の本会議は、9月13日の最終日となります。

◎散会の宣告

○議長（樋下周一郎君）これにて散会といたします。
御苦労さまでした。

散会 午後 1時35分

